

# 訪問介護サービス重要事項説明書

## 1 事業者・事業所（わたしたち）の概要

2025年12月1日現在

事業者	法人名 さくらメディカル株式会社 所在地 新潟県新潟市中央区上沼710番地 電話番号 025-282-5583
事業所	事業所名 さくらメディカル株式会社 高田訪問介護事業所 所在地 新潟県上越市鴨島2丁目1番9号 電話番号 025-522-8739
管理者	
サービス提供責任者	1人以上
営業日	365日
営業時間	午前7時から午後9時
介護保険事業者番号 (指定年月日)	事業者番号：1570300143 (平成11年11月30日)
職員体制	介護福祉士 常勤 4人 非常勤 3人
	介護職員初任者研修課程修了者等 常勤 1人 非常勤 5人
第三者評価実施状況	無

□

## 2 事業の目的

訪問介護の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は介護職員初任者研修以上修了者が、要介護状態にある高齢者等に対し、適正なサービスを提供することを目的とします。

□

## 3 運営の方針

訪問介護の提供にあたっては、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるように、入浴、排泄、食事の介助その他の生活全般にわたる援助を行います。

なお、事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス事業者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

□

#### 4 利用者（あなた）に提供するサービスの概要

- (1) あなたに提供するサービスの内容は、介護保険適用の訪問介護です。このサービスは、あなたのお宅に伺って身体の介護や家事のお手伝いや、その他の生活全般にわたる支援を行うもので、具体的には次に挙げる内容です。
- (ア) 身体介護 — 身体に直接触れて行う介護です。
- ① 起床介助 ② 就寝介助 ③ 排泄介助 ④ 衣服の着脱  
 ⑤ 整容介助 ⑥ 身体の清拭・洗髪 ⑦ 入浴介助 ⑧ 食事介助  
 ⑨ 体位変換 ⑩ 通院等介助
- (イ) 生活援助 — 家事に関するお手伝いです。
- ① 調理 ② 洗濯 ③ 住居の清掃・整理整頓 ④ 買い物  
 ⑤ 薬の受け取り ⑥ 衣服の入れ替え
- (ウ) 身体生活 — 身体介護と生活援助の両方を行います。
- (2) サービスの提供にあたっては、内容や利用料についてわかりやすく説明を行います。不明な点があれば、管理者やサービス提供責任者、担当訪問介護員まで遠慮なくご質問ください。
- (3) 居宅介護支援事業者の作成する居宅サービス計画に従い、訪問介護計画書を作成しサービスを提供します。また、居宅サービス計画等変更の際や、あなたとその家族からのサービス内容変更の希望がある場合は、相互に協議を行い、必要があると認められるときは訪問介護計画を変更します。
- (4) わたしたちのサービス提供地域は、上越市です。それ以外の地域の方は、お訪ねするための交通費をいただくことがあります。この場合は事前にあなたの同意を得ることとします。
- (5) 担当のサービス提供責任者と主な担当訪問介護員は次のとおりです。

サービス提供責任者	氏名： 資格： <input type="checkbox"/> 介護福祉士
主な担当訪問介護員	氏名： 資格： <input type="checkbox"/> 介護福祉士 <input type="checkbox"/> 介護職員初任者研修修了者等
	氏名： 資格： <input type="checkbox"/> 介護福祉士 <input type="checkbox"/> 介護職員初任者研修修了者等

□

#### 5 サービス利用料と利用者負担金

- (1) 別紙料金表「訪問介護サービスご利用料金表」のご利用者負担金をいただきます。なお、この料金は介護保険の法定利用料に基づく金額です。
- (2) 介護認定がない場合や介護保険での上限枠を超える場合、介護保険適用外になった場合は、利用料の全額をご負担いただきます。

(3) 利用者負担金のお支払い方法、お支払い期日は以下のとおりです。

お支払い方法  口座振替  郵便局払込  その他 ( )

---

お支払い期日 毎月 日

---

(4) サービス提供に必要な物品の購入などを行った場合は、その代金全額をご負担いただきます。

(5) 計画以外のサービスを提供した場合、その部分についての全額をご負担いただく可能性があります。予定された計画以外のサービスを利用したい場合は、あらかじめ担当の介護支援専門員、またはサービス提供責任者や担当訪問介護員等にご相談ください。

#### 6 キャンセル料

サービス利用の当日にキャンセルする場合、利用者負担金の100%の額が必要になりますので、できる限り早めにご連絡ください。ただし、体調の急変など緊急やむを得ない場合はキャンセル料をいただきません。

#### 7 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化があった場合は、主治医、関係者、担当の居宅介護支援事業者・介護支援専門員等へ連絡をし、迅速かつ適切な処置を行います。

#### 8 事故発生時の対応

サービス提供において事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の居宅介護支援事業所・介護支援専門員及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

#### 9 虐待の防止について

利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発防止をするため次の措置を講じます。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について従業員に周知・徹底を図ります。

(2) 虐待防止のための指針を整備いたします。

(3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

(4) サービス提供中に、当該事業所の訪問介護員または養護者（利用者の家族等利用者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、

速やかに、これを市町村へ通報します。

## 1 0 身体的拘束について

事業者は原則として利用者に対して身体的拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して同意を得た上で必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体的拘束を行った日時、理由及び様態等についての記録を行います。また事業者として、身体的拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

## 1 1 合鍵の管理方法及び紛失した場合の対応方法

- (1) 訪問介護のサービスの提供に当たり、利用者から合鍵を預かる場合には、その管理を厳重に行うとともに、管理方法を記載した「鍵預り兼受領書」を利用者に公布し、それぞれに保管いたします。
- (2) 合鍵を紛失した場合は、速やかに利用者及びその家族、または管理者に連絡し、必要な措置を講じるものといたします。

## 1 2 サービス提供に関する相談窓口

サービスに関する相談や緊急連絡、サービスの中止等は下記の窓口までご連絡ください。迅速かつ適切に対応いたします。または、サービスの変更について、担当の介護支援専門員、または、サービス担当責任者や訪問介護員にご相談下さい。

さくらメディカル株式会社 高田訪問介護事業所 電話番号：025-522-8739 FAX 番号：025-522-8544 受付時間：月～金曜日 8:30～17:30 ※受付時間外の緊急連絡先 050-1783-2465
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 1 3 苦情に関する窓口

苦情受付担当窓口及び連絡先は別紙①「苦情受付担当窓口及び連絡先」のとおりです。

## 1 4 サービスの利用にあたっての留意事項

- (1) 担当訪問介護員の交替を希望する場合には、その訪問介護員が業務上不適当と認められる事情や交替を希望する理由を明らかにして、交替を申し出ることができます。
- (2) わたしたちの都合により、訪問介護員を交替することがあります。その場合はあなたとその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮します。
- (3) 本契約で定められた業務以外のことを訪問介護員に依頼することはできません。

- (4) サービス実施に必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）を無償で使用させていただきます。
- (5) サービス利用当日の心身の状況等から予定のサービスが実施できない場合、サービス内容の変更を行います。その場合、わたしたちは変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料をご請求します。また、交通事情・他サービスの都合により予定訪問時間を前後させていただくことがあります。その場合は事前に連絡をさせていただきます。
- (6) 地震や豪雨、台風、大雪等の自然災害が発生した場合、訪問時間の遅延やサービス提供が休止となることがあります。可能な限り連絡を差し上げるよう努力いたしますが、被災状況や通信が麻痺した場合には、連絡ができない場合があることをご理解ください。
- (7) サービス提供にあたって、訪問介護員は次に該当する行為を行ったり、受けたりいたしません。
- ◇ 医療行為又は医療補助行為
  - ◇ 各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い
  - ◇ あなたやその家族等からの金品等の授受
  - ◇ 湯茶の接待
  - ◇ あなたの家族等に対するサービスの提供
  - ◇ その他契約者もしくはその家族等に行なう迷惑行為
- (8) 契約に基づく権利の全部、若しくは一部を第三者に譲渡又は転貸することはできません。
- (9) 訪問介護員は感染の予防のため、使い捨ての手袋やマスク等を着用し、衛生的な状態でサービスにあたります。

訪問介護サービスの提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項の説明を行いました。

年 月 日

(事業者) 所在地 新潟県新潟市中央区上沼710番地  
事業者名 さくらメディカル株式会社  
代表者職・氏名 代表取締役 武藤 大希



さくらメディカル株式会社 高田訪問介護事業所  
説明者職・氏名

上記の内容及び取り扱いについて説明を受け、サービスの提供開始に同意しました。

(利用者) ご住所

お名前

(代理人) ご住所

お名前

( 別紙 ① )

## 苦情受付担当窓口及び連絡先

当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口、新潟県国民健康保険団体連合会でも受け付けています。

さくらメディカル株式会社 高田訪問介護事業所 管理者 上田 美穂 (苦情受付担当窓口責任者)	電話番号 (025)522-8739
上越市役所 高齢者支援課	電話番号 (025)526-5111
板倉区総合事務所 福祉グループ	電話番号 (0255)78-2141
清里区総合事務所 福祉グループ	電話番号 (025)528-3111
三和区総合事務所 福祉グループ	電話番号 (025)532-2323
新潟県国民健康保険団体連合会	電話番号 (025)285-3022

□